

令和 7年度第10号 答 申

第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 1月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報開示請求を行った。
 - (1) 名古屋市役所（保育企画室、保育運営課、○区民生子ども課）が保有する請求者に関する一切の応接メモ類。（令和○年○月○日要望等記録兼報告書、令和○年○月○日付け○○第○号の○○聞き取り表と利用調整連絡メモ、情報公開請求、個人情報開示請求に係る補正は除く。）
 - (2) 請求者が令和○年○月○日に保育企画室に対し要望等した○○保育園の件に関する一切の文書。（保育運営課等が作成した文書を含み、令和○年○月○日要望等記録兼報告書は除く。）
 - (3) 請求者が令和○年○月○日付けで提出した苦情申出書に対して、保育企画室、市政情報室が検討した内容がわかる一切の文書。
- 2 同年 2月 8日、スポーツ市民局市民生活部市政情報室は、上記 1(3)の保有個人情報開示請求に対して開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月29日、○区保健センター福祉部民生子ども課は、上記 1(1)の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、審査請求人に関する一切の応接メモ類（以下「本件保有個人情報」という。）を作成しておらず、本件保有個人情報が存在しないことを理由として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 同年 3月 1日、子ども青少年局保育部保育企画室は、本件開示請求に対して開示決定を行うとともに、上記 1(2)の保有個人情報開示請求に対して不開示決定を行い、その旨を審査請求人にそれぞれ通知した。
- 5 同日、子ども青少年局保育部保育運営課は、本件開示請求及び上記 1(2)の保有個人情報開示請求に対して不開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

6 同年 4月 8日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る文書が不存在であるため不開示という処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 経緯

ア 審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）は、発達障害のある子（以下「本件子」という。）の発達改善を目的として、保育施設に入所させるために必要な教育・保育給付認定を受けるべく、令和〇年〇月〇日に〇区役所窓口にて教育・保育給付認定申請書、審査請求人の就労証明書及び発達質問票を提出した。

イ その際、本件配偶者の求職活動申立書（以下「申立書」という。）の提出を求められた。本件配偶者が求職活動はしておらず、本件子を保育施設に入所させるのは発達援助のためである旨を伝えたが、「その場合でも提出してもらうことになっている」と窓口担当者から回答された。

ウ 同年〇月〇日に、本件配偶者は再度窓口に行き、別の担当者に再度問い合わせたが、同様に申立書の提出が必要とされた。本件配偶者はやむを得ず事実とは異なる申立書を提出し、令和〇年〇月〇日付けで、求職活動を事由とする、有効期限が同年〇月〇日までの教育・保育給付認定（以下「本件認定」という。）を受けた。

エ 審査請求人は本件認定を不服として、事由を求職活動から発達援助に、有効期限を同年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに修正を求める審査請求を令和〇年〇月〇日付けで行った。

オ 同年〇月〇日、〇区民生子ども課から審査請求人に電話があり、「手違いがあって、教育・保育給付認定証の事由を求職活動で出した。新しい認定証を、事由：発達援助、有効期間：令和〇年〇月〇日までとして送付するので、審査請求を取り下げてほしい。」との連絡（以下「本件

連絡」という。)があった。

(2) 電話応接メモ等について

ア 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年達第20号。以下「あんしん条例施行規程」という。）第3条第2項では「事務又は事業の実績については、行政文書を作成し、記録しなければならない。」とされており、本件連絡の電話応接メモについては、行政文書が作成されている必要がある。

イ 本件連絡の内容は、保育部長レク資料に記載されており、〇区から保育企画室へ伝えられており、組織として利用されている。また、審査請求人が報告した市長ホットラインに対する実施機関の回答（以下「市長ホットラインへの回答」という。）にも記載されている。この間に人事異動が〇回あり、実施機関の職員はほぼ入れ替わっているにもかかわらず、内容を記載できたのは、組織として保有する電話応接メモが存在しているからである。

ウ さらに、虚偽の申立書を提出させ求職活動事由で認定を行ったことは、明らかに事務処理誤りであり、関係者に対して適切に対応する必要がある。対応した事績を文書化して、民生子ども課長等や本庁保育企画室に報告する（以下「内部報告」という。）のが通常の事務処理であり、場合によっては始末書や顛末書（以下「始末書等」という。）が作成されている必要がある。その際には電話でのやりとりを応接メモとして作成していなければ、始末書等を作成することができない。

エ 実施機関は、職務に関連して職員が個人の段階で作成したメモ（以下「個人メモ」という。）は行政文書に該当しないと弁明しているのに、個人的なメモは存在していると思量され、本件認定に関する事務処理誤りは組織として決裁されたものであるから、審査請求人との応接メモは個人的なメモではなく、行政文書として作成、保存すべきものである。

オ 実施機関は、誤った認識において、保育の要件を満たすため、便宜的に申立書の提出を求めたに過ぎないと弁明しているが、虚偽の申立書を提出させること自体、社会常識があれば決して行わない行為であり、全く反省もなく弁明する時点で、市職員としての倫理意識に問題があると言わざるを得ない。

カ 保育の要件を満たすために申立書が必要であるといった本件配偶者へ

の説明は全くなく、曖昧なものであった。仮に、本当に本件配偶者に対して保育の要件を満たすために申立書が必要である旨を説明して記載させたのが事実であれば、本件配偶者は私文書偽造を行ったことになり、○区民生子ども課職員は私文書偽造の教唆罪及び幫助罪に該当することになるうえ、審査請求人が令和○年○月○日付けで提起した本件認定に係る審査請求は筋違いということになるが、当該審査請求に対する弁明には、本件配偶者に説明をして記載させたといった記載は一切ない。したがって、本件配偶者に説明をして記載させたというのは事実ではない。

キ 本当に本件配偶者が理解して記載したのであれば、その旨を審査請求人に説明した事績を残すため、応接メモを作成し行政文書として保存しているはずである。本件審査請求に係る文書は作成されていると考えられ、それを開示しないのは不当である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 個人メモは行政文書には該当しない。また、事実として本件連絡に係る電話応接メモ（以下「電話メモ」という。）は残されておらず、存在しない。
- 2 障害手帳を所持している場合であっても、利用申込書の受理日時点において障害児保育指導委員会で障害児認定を受けていない場合は、発達援助の教育・保育給付認定要件を満たさないとの誤った認識（以下「本件誤認識」という。）において、本件子が障害児認定を受けるまでの間、保育要件を満たすため、保育利用申込書を受理する際に、便宜的に申立書を求めたに過ぎず、本件配偶者に対し、便宜上書いていただく旨を丁寧に説明して理解を求め、記載していただいたものである。
- 3 また、一方で発達質問票とともに愛護手帳の写しも受理しており、保育施設利用調整は発達援助の枠での調整を間違いなく行っていることから、保育園の入所にかかる不利益は何ら生じておらず、一般的な事務処理誤りとは全く異なるものと認識している。したがって、始末書等は作成しておらず、事実として存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報をもとに不開示とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が保有する審査請求人に関する一切の応接メモ類である。

4 本件処分の妥当性について

(1) 電話メモについて

ア 審査請求人は、電話メモに関して、上記第 3の 2(2) アからウにおいて以下のとおり主張している。

(ア) あんしん条例施行規程第 3条第 2項に照らし、本件保有個人情報のうち少なくとも電話メモは作成されている必要がある。

(イ) 本件連絡の内容が保育部長レク資料や人事異動があった後に作成された市長ホットラインへの回答に記載されていることから、組織として保有する電話メモがあるはずである。

(ウ) 本件認定にかかる事務処理誤りに適切に対応するため、内部報告や始末書等の作成が必要であり、その際には前提となる電話メモが必要である。

イ あんしん条例施行規程第 3条第 2項において、事務処理の原則として、事務又は事業の実績については、行政文書を作成し記録しなければならないとされていることから、審査請求人が上記アのとおり考えることは合理的である。

ウ 事務局から実施機関に確認したところ、本件認定処分に対する審査請求及び処分変更に係る内部報告並びに市長ホットラインへの回答等、関連する文書の作成にあたっては、本件連絡の内容等について当時の職員から聞き取りを行った内容を記載したほか、審査請求人から提出された文書及び実施機関が審査請求人に送付した文書を使用しており、電話メモは存在しないとのことであった。また、実施機関は上記第 4の 3のとおり、始末書等を作成しておらず、事実として電話メモは存在しないと

主張している。

エ 同項の解釈について、事務局から当該規程の所管課に確認したところ、当該規程における定めは一般原則であり、どういった内容が「事務又は事業の実績」に該当するかは、事務所管課の判断に委ねられているとのことであった。

オ 実施機関は、本件誤認識によって審査請求人に不利益は生じていないと捉えており、内部報告及び本件に関連する文書並びに始末書等の作成については、上記ウのとおり説明していることから、電話メモを作成しなかったことが適切か否かはともかくとしても、実施機関がその裁量の範囲内で、本件連絡に係る内容は「事務又は事業の実績」に該当しないと判断し、電話メモを作成しなかったとしても不合理とまではいえず、電話メモが存在すると認めるに足りる証拠はない。

(2) 応接メモ類について

ア 審査請求人は、上記第 3の 2(2) エのとおり、上記第 4の 1における実施機関の主張を捉えて、個人メモは存在していると思料し、行政文書として作成、保存すべきものであると主張している。

イ 審査請求人に関する応接メモ類の存否につき、事務局から実施機関に確認したところ、本件連絡については上記(1) ウのとおりであり、本件連絡以外に審査請求人とやり取りした記録は無く、組織共用性のある行政文書としても、個人メモとしても、本件開示請求日時点において不存在を確認しているとのことであった。

ウ 上記第 4の 1のとおり実施機関が主張していることから、審査請求人が上記アのとおり考えることは自然であるが、あくまで個人メモの存在が推測されるという見解にとどまり、当審議会としては、上記イにおける実施機関の主張を覆すに足りるものではないとせざるを得ない。

(3) 以上を踏まえると、本件保有個人情報是不存在であることを理由として行った実施機関による本件処分は、妥当であると判断せざるを得ない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会からの付言

本件処分については、当審議会は上記のとおり判断するが、本件開示請求が行われた直接の原因が実施機関の本件誤認識に端を発するものであり、審査請求人は、本件認定の誤りを契機として市政に不信感を抱き、本件開示請求及び本件審査請求に至ったことが認められる。実施機関は弁明書において、「保育園の入所にかかる不利益は何ら生じておらず、一般的な事務処理誤りとは全く異なるものと認識している」と説明するが、その説明は、専ら実施機関の主観によるものであり、社会通念に照らして容易に受け入れられるものではない。本件誤認識を発端とした一連の経緯を踏まえれば、当該弁明書における内容は、審査請求人への配慮を欠いており、不誠実であると言わざるを得ない。

実施機関において、担任する事務事業の遂行にあたって事務誤り等が発生しないように慎重な手続きを行うべきことは言うまでもないが、結果として、事務誤り等が発生してしまった場合、利害の発生を問わず、その処理経過はあんしん条例施行規程第 3 条第 2 項に記載された事務処理の原則に基づき、文書として作成、保存し、再発防止に努めるとともに、関係者に対し、より一層の丁寧な説明が求められるべきものである。実施機関においては、審査請求人に対して誠実に説明することを期待する。

個人情報 の 適正な管理は、個人情報保護制度の根幹であり、行政機関は、関係する公文書を適切に作成し管理する必要がある。作成すべき文書が作成されていなければ、個人情報保護制度の円滑かつ適正な運用はできないことから、実施機関においては、文書管理の重要性を十分に認識し、事務の遂行上必要な記録が適切に作成されるよう、組織として適正な文書管理がなされることを強く要望するものである。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 5 月 16 日	本件審査請求に係る諮問書の受理
6 月 27 日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7 月 19 日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7 年 8 月 22 日 (令和 7 年度第 5 回)	調査審議

9月19日 (令和 7年度第 6回)	調査審議
11月28日 (令和 7年度第 8回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月26日 (令和 7年度第 9回)	調査審議
令和 8年 2月20日 (令和 7年度第11回)	調査審議
3月 3日	答申